

第1編 総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）は、国民保護法に基づき、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務等

（1）市の責務（法3条）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）、県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）及び市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

（2）市国民保護計画の位置づけ（法35条）

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

（3）市国民保護計画に定める事項（法35条）

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる以下の事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
 - ア 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
 - イ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
 - ウ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - エ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - オ 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

- ⑥ 前項のほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し (法35条)

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続 (法39条)

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本人権の尊重 (法5条)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済 (法6条)

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供 (法8条)

市は、武力攻撃事態等においては、警報・緊急通報の内容や避難の伝達など国民保護措置に関する正確な情報について、同報防災無線、インターネット等を通じて適時に、適切な方法で国民に対し提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保 (法3条)

市は、国、県、近接市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力 (法4条)

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をしよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織やボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害のある人等への配慮及び国際人道法(ジュネーヴ諸条約など)武力紛争の際に適用される国際法であって、人道的考慮に基づいて成立したもの)の的確な実施

(法9条)

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、日本に居住又は滞在している外国人についても武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 (法7条)

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 (法22条)

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性への配慮

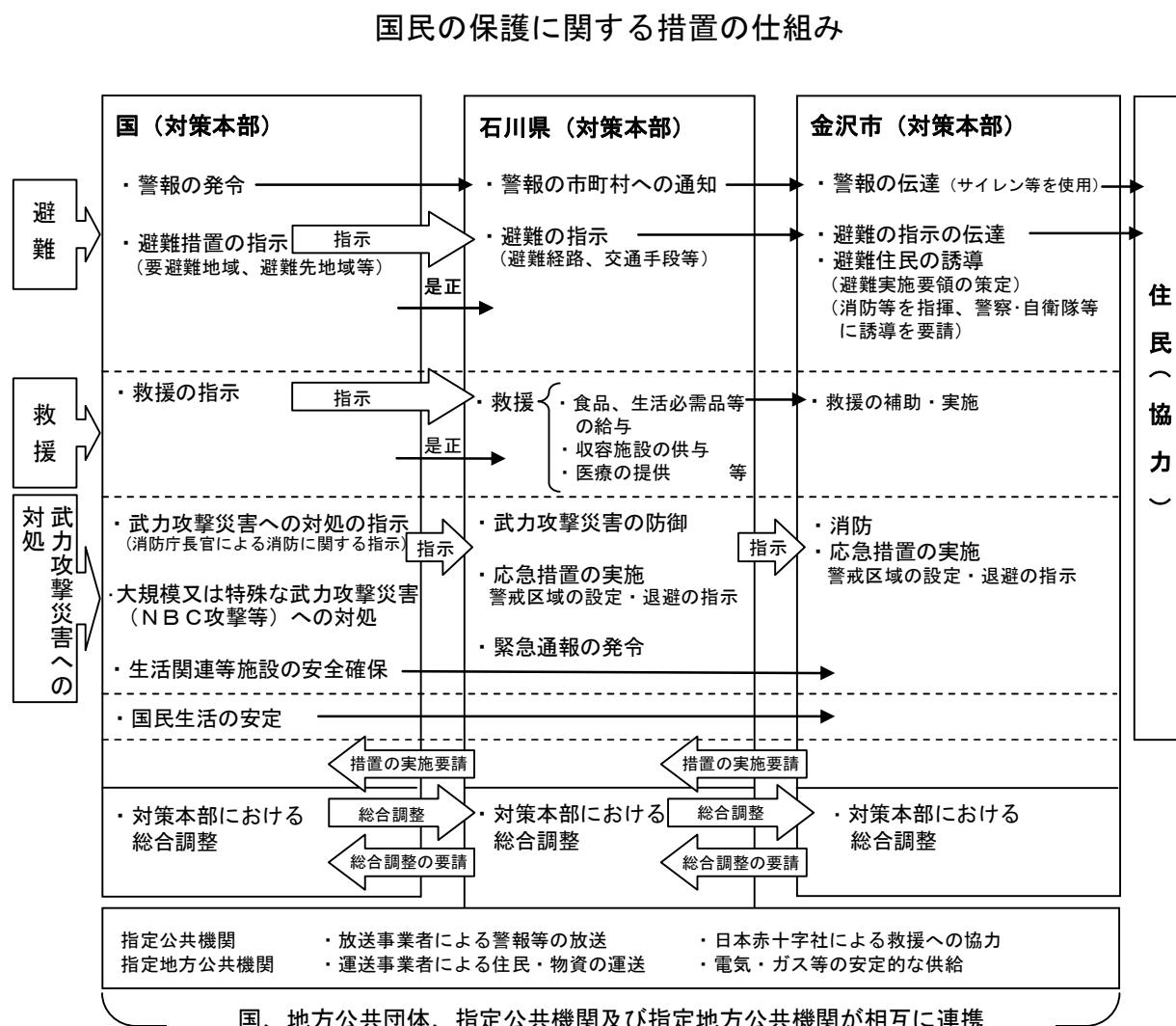
市は、国民保護措置の実施に当たっては、石油基地である金沢港北地区特別防災区域等の生活関連等施設や県内で最も人口が集中しており大規模集客施設が多数存在している都市型の特性、文化的遺産が多数あることや、四季を通じて多数訪れる観光客等、観光都市としての特性に配慮する。

第3章 関係機関の事務・業務の大綱と連携

国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。



【市の事務】

機関の名称	事務・業務の大綱
市	<p>1 市国民保護計画の作成</p> <p>2 市協議会の設置、運営</p> <p>3 市対策本部等の設置、運営</p> <p>4 組織の整備、訓練</p> <p>5 警報・緊急通報の住民等への伝達、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>6 避難実施要領の策定</p> <p>7 救援の実施、安否情報の収集・提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>8 退避の指示、警戒区域の設定</p> <p>9 消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>10 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>

【関係機関の事務・業務の大綱】

【県】

機関の名称	事務・業務の大綱
県	<p>1 県国民保護計画の作成</p> <p>2 県協議会の設置、運営</p> <p>3 県対策本部等の設置、運営</p> <p>4 組織の整備、訓練</p> <p>5 警報・緊急通報の市町等への通知</p> <p>6 住民への避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>10 交通規制の実施</p> <p>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務・業務の大綱
中部管区警察局	<p>1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整</p> <p>2 他管区警察局との連携</p> <p>3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡</p> <p>4 警察通信の確保及び統制</p>
大阪防衛施設局	<p>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</p> <p>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</p>
北陸総合通信局	<p>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</p> <p>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</p> <p>3 非常事態における重要通信の確保</p> <p>4 非常通信協議会の指導育成</p>
北陸財務局	<p>1 地方公共団体に対する災害融資</p> <p>2 金融機関に対する緊急措置の指示</p> <p>3 普通財産の無償貸付</p> <p>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会</p>
大阪税関 (金沢税関支署)	輸入物資の通関手続
東海北陸厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
石川労働局	被災者の雇用対策
北陸農政局	<p>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</p> <p>2 農業関連施設の応急復旧</p>
近畿中国森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中部経済産業局	<p>1 救援物資の円滑な供給の確保</p> <p>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</p> <p>3 被災中小企業の振興</p>
中部近畿産業保安監督部	<p>1 鉱山における災害時の応急対策</p> <p>2 危険物等の保全</p>
北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所) (金沢河川国道事務所)	<p>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</p> <p>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</p> <p>3 港湾施設の応急復旧</p>
北陸信越運輸局	<p>1 運送事業者への連絡調整</p> <p>2 運送施設及び車両の安全保安</p>
大阪航空局 (小松空港事務所、能登空港出張所)	<p>1 飛行場使用に関する連絡調整</p> <p>2 航空機の航行の安全確保</p>

東京航空交通管制部 (能登空港)	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台 (金沢地方気象台)	気象状況の把握及び情報の提供
第九管区海上保安本部 (金沢・七尾海上保安部、七尾海上保安部能登海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

【自衛隊】

機関の名称	事務・業務の大綱
陸上自衛隊	1 武力攻撃事態等における侵害の排除
海上自衛隊	2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
航空自衛隊	

【指定公共機関】

機関の名称	事務・業務の大綱
放送事業者	1 警報・避難の指示（警報・避難の指示の解除を含む。）の内容の放送 2 緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送 2 緊急物資の運送 3 旅客・貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時設置の協力 2 通信の確保、国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
公共的施設管理者	道路等の維持管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理、回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

【指定地方公共機関】

機関の名称	事務・業務の大綱
放送事業者	1 警報・避難の指示（警報・避難の指示の解除を含む。）の内容の放送 2 緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送 2 緊急物資の運送 3 旅客・貨物の運送の確保
ガス事業者	ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	医療の確保
公共的施設管理者	道路等の維持管理

なお、これら関係機関の連絡先等の一覧は、別途整備する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

① 概要

金沢市は、北西は日本海に面し、南西から南東にかけて白山山系の山岳地帯となり、白山市から富山県南砺市、小矢部市に接している。

これから北に向かって北部加賀丘陵となって傾斜し、丘陵地の先端から金沢平野が広がり、その中を犀川（34.5km）が日本海へ、浅野川（28.93km）が、河北潟に流れ、大野川を経由して日本海に注いでいる。河口には、金沢港がある。

また、市街地は、丘陵部から平野部にかけて展開しており、犀川、浅野川の間には、河岸段丘の小立野台地があり、その先端部分に金沢城及び兼六園がある。さらに、犀川の南部は、寺町台地となっている。

② 面積

金沢市は、東西 23.3km、南北 37.3km で、総面積は、468.81km²である。

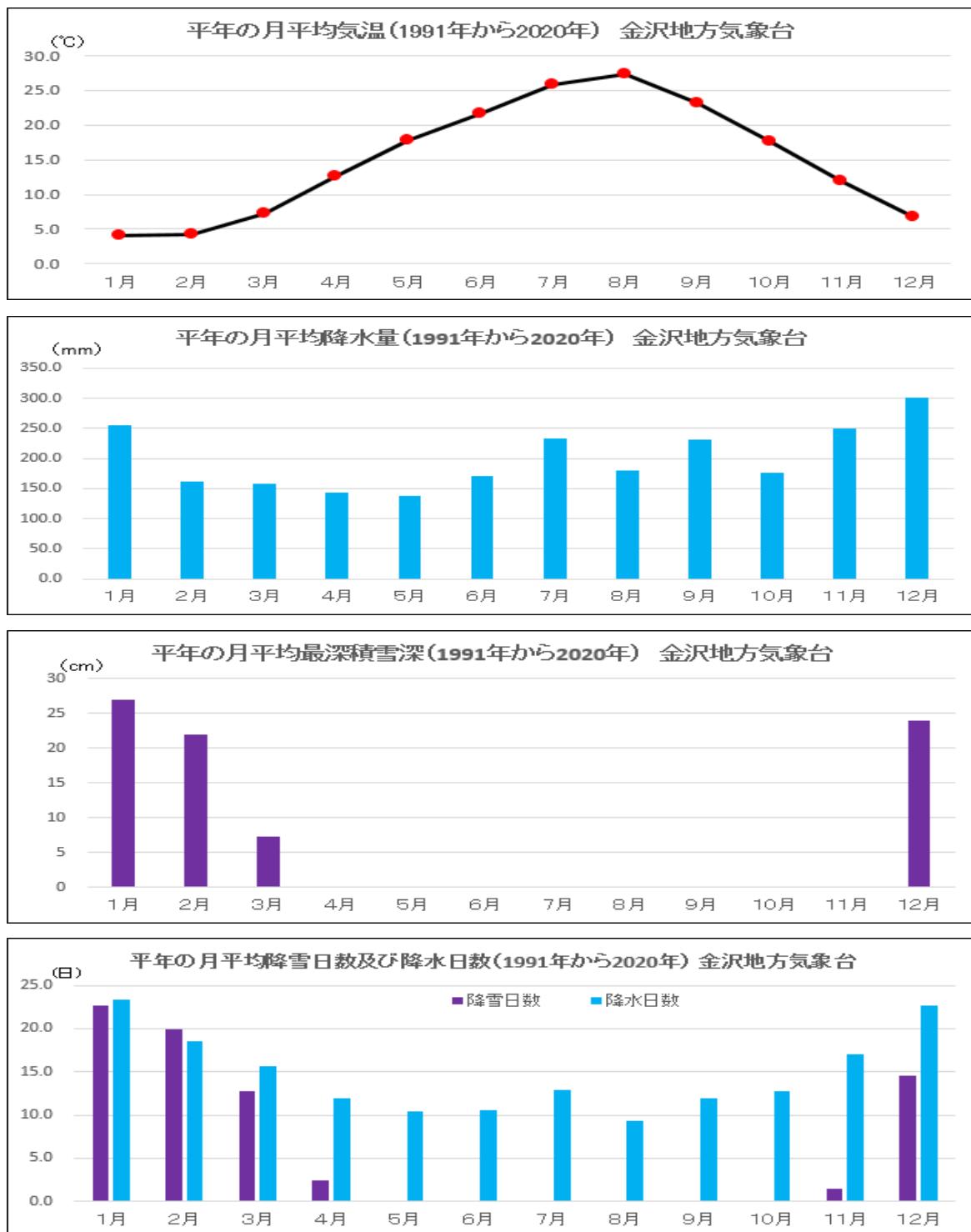


【地形図】

(2) 気候（観測値は、金沢地方気象台の観測値）

日本海側気候として、月平均気温 15.0°C、年間降水日数（日降水量 1.0mm 以上）177.3 日、年間降水量 2,401.5mm、年間雪日数 73.9 日、雷日数 45.1 日（いずれも過去 30 年間（1991 年～2020 年）の平年値）であり、冬の降雪をはじめ年間を通じて降水量が比較的多く、特に冬季の雷日数が多い。日本海を低気圧が通過した時には、フェーン現象が起こる場合がある。

課題として、冬の降雪によるライフラインや交通障害への影響を考慮する必要がある。



【月別気象データ】

(出典：気象庁 金沢地方気象台)

(3) 人口分布

令和7年1月1日現在の本市の人口は、443,123人（男213,712人、女229,411人）で、世帯数は214,900世帯である。校区別でみると、市内で最も人口の多い校区は、諸江町（16,845人）で、市全体の人口の3.8%を占めており、ついで米丸（15,557人）、木曳野（13,817人）の順となっている。

昼夜間の人口の変移を見ると、夜間の人口に比べ昼間の人口が約7.5%増となることから、他県及び県内の他市町より、本市に従業・通学等をする人が多いことがわかる。

年齢別に見ると、0～4歳の乳幼児は14,294人、65歳以上の高齢者は123,414人となっており、50～54歳の女性の割合が18,560人と最も多く、次いで50～54歳の男性が18,379人、45～49歳の男性が16,374人と続き、全体の平均年齢は47.2歳である（令和7年1月1日現在）。

また、外国人の登録者数は7,998人（令和6年12月末現在）であり、中国、ベトナム及びインドネシアの数が4,320人と全体の約54%を占めており、次いで韓国587人、ミャンマー531人、ネパール530人、フィリピン468人と続く。外国人の人口は近年では東南アジアの国を中心に毎年増えてきており、もうすぐ8,000人に迫る勢いである。

【校区別人口分布】

（出典：金沢市都市政策局 調査統計室、令和7年1月1日現在）

校区名	人口			世帯数 令和7年	
	令和7年				
	総数 (人)	男 (人)	女 (人)		
泉	12,803	6,004	6,799	6,440	
中村町	8,075	3,820	4,255	4,662	
十一屋	7,056	3,129	3,927	3,688	
長坂台	9,274	4,586	4,688	4,401	
泉野	8,456	3,912	4,544	3,860	
犀桜	9,368	4,417	4,951	5,166	
小立野	11,006	5,076	5,930	5,925	
南小立野	11,488	5,577	5,911	5,446	
兼六	11,692	5,400	6,292	6,266	
中央	13,634	6,343	7,291	7,620	
長田町	5,863	2,882	2,981	3,322	
明成	8,285	3,815	4,470	4,581	
諸江町	16,845	8,203	8,642	8,397	
森山町	7,441	3,494	3,947	3,692	
浅野町	6,464	3,116	3,348	3,328	

小坂	12, 122	5, 941	6, 181	5, 515
千坂	11, 642	5, 679	5, 963	5, 292
夕日寺	4, 698	2, 241	2, 457	1, 972
大浦	7, 615	3, 733	3, 882	3, 130
浅野川	5, 578	2, 700	2, 878	2, 271
鞍月	11, 404	5, 602	5, 802	5, 020
栗崎	7, 248	3, 472	3, 776	3, 388
大野町	2, 069	989	1, 080	889
金石町	6, 865	3, 250	3, 615	3, 203
大徳	12, 364	6, 056	6, 308	5, 601
木曳野	13, 817	6, 708	7, 109	6, 271
戸板	13, 005	6, 499	6, 506	6, 245
西	5, 559	2, 757	2, 802	2, 888
緑	11, 422	5, 657	5, 765	5, 319
安原	5, 445	2, 658	2, 787	2, 436
押野	9, 339	4, 508	4, 831	4, 241
西南部	10, 204	4, 965	5, 239	4, 670
三和	9, 205	4, 490	4, 715	4, 374
米丸	15, 557	7, 562	7, 995	7, 197
新神田	7, 547	3, 669	3, 878	3, 864
三馬	13, 166	6, 234	6, 932	6, 448
米泉	6, 701	3, 221	3, 480	3, 193
富樫	9, 318	4, 429	4, 889	4, 604
伏見台	13, 640	6, 639	7, 001	6, 419
額	8, 720	4, 144	4, 576	3, 945
四十万	7, 903	3, 859	4, 044	3, 491
扇台	7, 572	3, 540	4, 032	3, 779
内川	847	394	453	521
犀川	5, 673	2, 799	2, 874	2, 888
湯涌	808	395	413	408
田上	4, 163	2, 140	2, 023	2, 102
朝霧台	6, 553	3, 225	3, 328	2, 559
杜の里	10, 314	5, 311	5, 003	6, 115
医王山	496	244	252	226
森本	10, 591	5, 193	5, 398	4, 654
花園	2, 505	1, 221	1, 284	1, 096
不動寺	2, 399	1, 160	1, 239	1, 102

三谷	1,299	654	645	770
総 数	443,123	213,712	229,411	214,900

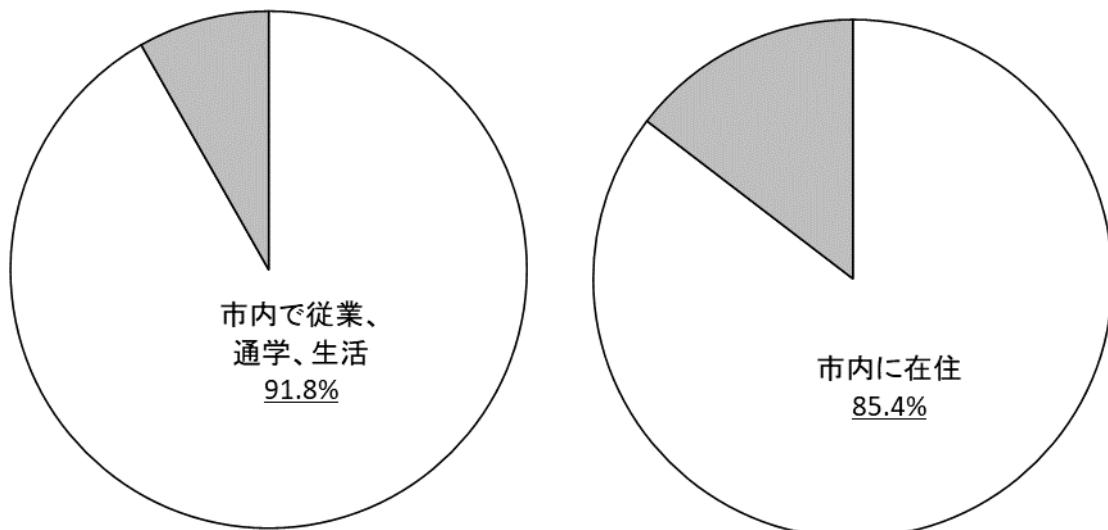
【令和7年1月 住民基本台帳人口】

【昼夜間人口】

(出典：総務省 統計局、令和2年国勢調査結果)

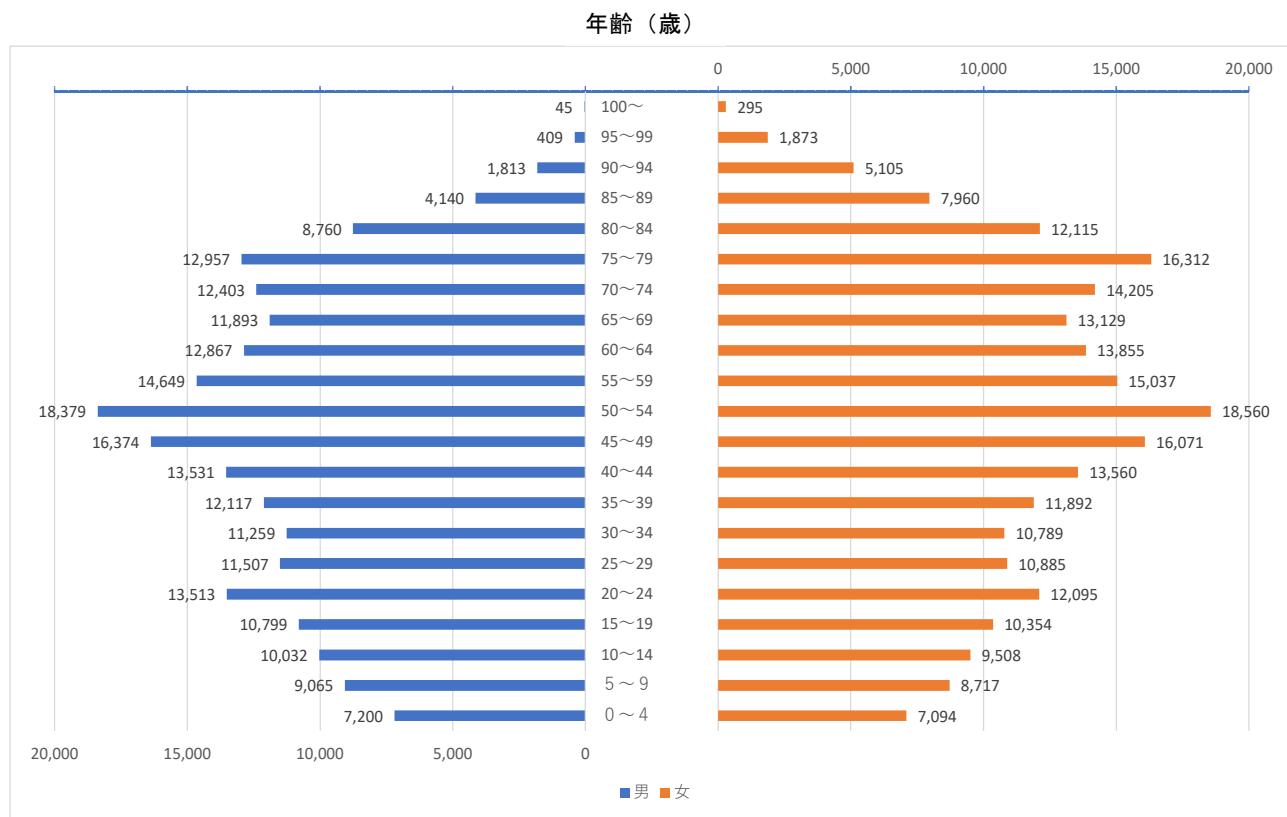
夜間人口	市内で従業、 通学、生活	流出人口
463,254	425,186	38,068

昼間人口	市内に在住	流入人口
497,783	425,186	72,597



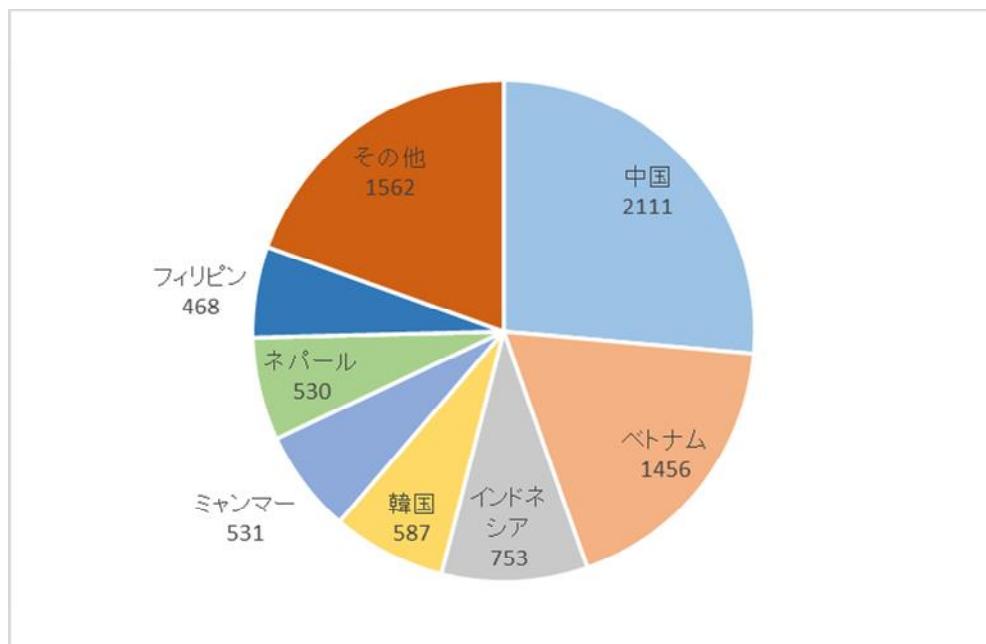
【年齢別人口分布】

(出典：金沢市都市政策局 調査統計室、令和7年1月1日現在)



【外国人登録者数】

(出典：金沢市 市民課、令和6年12月末現在)



(4) 道路の位置等

【路線名及び区間】

道 路	路線名	区 間
国道	8号	野々市市から津幡町に向けて北東方向に延びる。
	157号	金沢市武蔵町から白山市に向けて南西方向に延びる。
	159号	金沢市武蔵町から津幡町に向けて北東方向に延びる。
	304号	金沢市森本町から富山県南砺市に向けて東方向に延びる。
	359号	宮野町から富山県小矢部市に向けて北東方向に延びる。
高速道路	北陸自動車道	市の北東から南西に延びており、河北郡津幡町と白山市に繋がる。 市内には、金沢森本IC、金沢東IC、金沢西ICがある。
金沢外環状道路	山側幹線	金沢市今町～白山市乾町
	海側幹線	白山市乾町～金沢市福久町（令和4年11月現在）
主要地方道路 (県道)	主要地方道松任・宇ノ 氣線 (8号)	粟崎～近岡～戸水～金石～佐奇森
	主要地方道金沢・湯 涌・福光線 (10号)	香林坊～(百万石通り)～広坂～(お堀通り)～兼六園 下～(百万石通り)～兼六坂上～(小立野通り)～土清水～館町
	主要地方道金沢港線 (金沢街道線) (17号)	金石～藤江南～中橋～武藏
	主要地方道金沢・小松 線 (22号)	上有松～(南大通り)～高尾1丁目～(泉が丘通り)～ 四十万
	主要地方道金沢・美 川・小松線(専光寺・野 田線) (25号)	佐奇森～松島～(西インター大通り)～野町広小路
	主要地方道金沢・田鶴 浜線 (60号)	戸水～西念～広岡～(大豆田大通り)～中橋

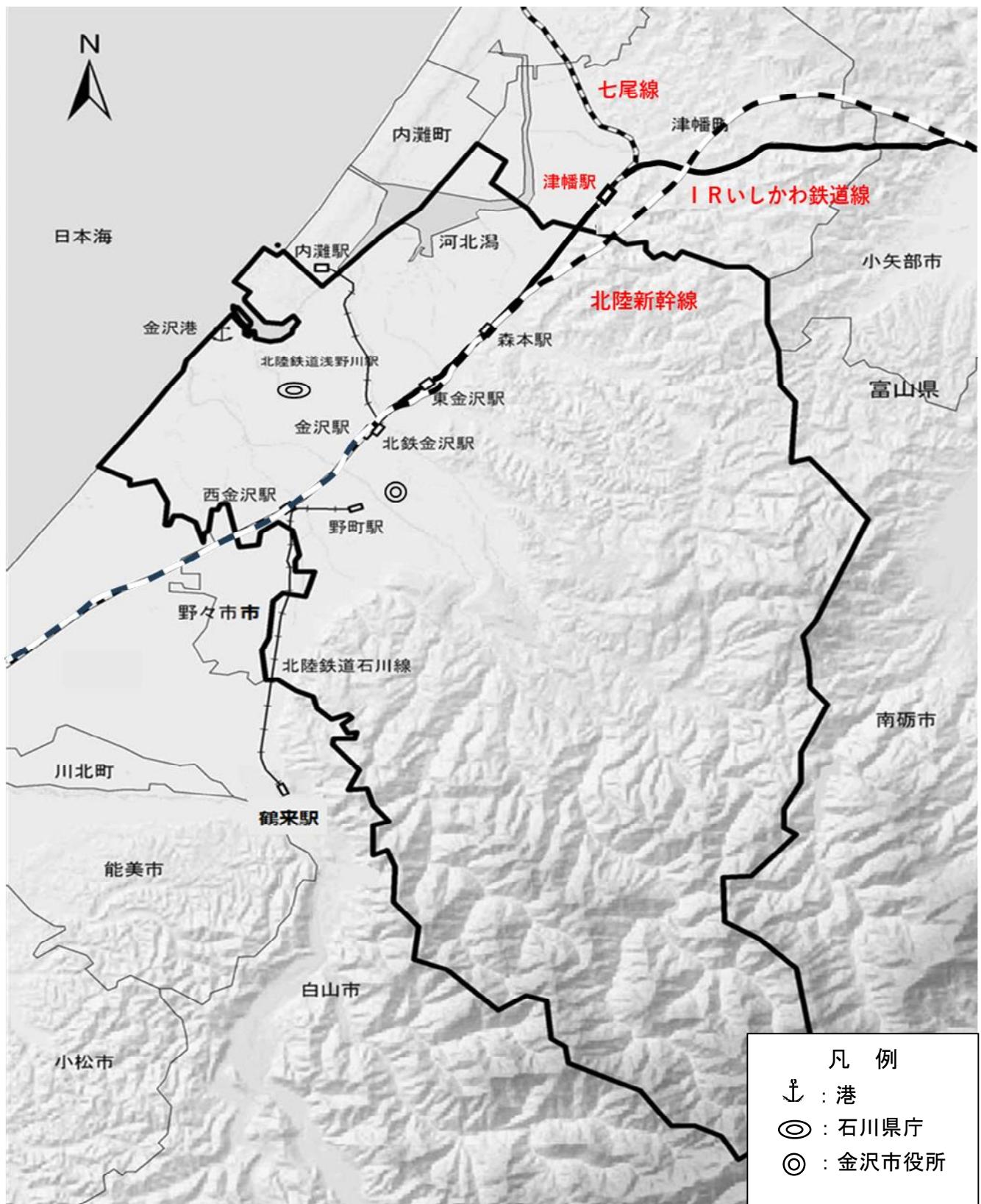
注：金沢市地域防災計画の緊急輸送道路より、主要地方道以上を記載



(5) 鉄道、港湾の位置等

【施設の名称及び概要】

施 設	名 称		概 要
鉄道	西日本旅客 鉄道（JR）	北陸新幹線	東京駅から敦賀駅間を走っている。
		七尾線	金沢駅から七尾市の七尾駅間を走っている。
	JR金沢駅	所在地：金沢市木ノ新保町 乗車人員（一日平均）：約22千人（平成28年度） 〃（年間）：約8,270千人（平成28年度）	
	IRいしかわ鉄道		加賀市の大聖寺駅から津幡町の俱利伽羅駅間を走っている。
	北陸鉄道	浅野川線	北鉄金沢駅から内灘町の内灘駅間を走っている。
		石川線	野町駅から白山市の鶴来駅間を走っている。
港湾	金沢港（重要港湾）		本港は冬期間の燃料確保や日本海沿岸航路の避難港として建設され、平成30年で開港48年を迎える。 施 設：水深12m岸壁 1バース 水深10m岸壁 6バース 水深4.5～9m岸壁 14バース
			定期航路：韓国航路 釜山 週5便 中国航路 上海 週1便 韓国・中国航路 釜山・蔚山・光陽（韓国） 大連・天津（中国） 週1便 釜山・蔚山・光陽（韓国） 寧波・上海（中国） 週1便



【鉄道及び港湾の位置】

(6) 自衛隊施設

陸上自衛隊：金沢駐屯地（第14普通科連隊）

所在地：金沢市野田町

(7) 石油コンビナート

金沢港石油基地

所在地：金沢市大野町

石油タンク：51基、約19.6万t

高圧ガスタンク：9基、約2.7千t（プロパン約2.7千t）

(8) その他

- ① 済水場、ダム、水力発電所、都市ガス施設

【施設の名称及び概要】

施設	名称	所在地	概要
済水場	末済水場	金沢市末町1-1	水源：犀川 最大給水能力：105,000m ³ /日 給水区域：金沢市
	犀川済水場	金沢市末町15-60	水源：内川 最大給水能力：100,000m ³ /日 給水区域：金沢市
ダム	犀川ダム	金沢市二又新町	河川名：犀川水系犀川 型式：重力式コンクリートダム 有効貯水量：10,700千m ³ 堤高：72m、堤長：160m
	内川ダム	金沢市小原町	河川名：犀川水系内川 型式：重力式コンクリートダム 有効貯水量：8,100千m ³ 堤高：81m、堤長：172m
	上寺津ダム	金沢市寺津町	河川名：犀川水系犀川 型式：重力式コンクリートダム 有効貯水量：77千m ³ 堤高：19.5m、堤長：69m
	新内川ダム	金沢市小原町	河川名：犀川水系内川 型式：重力式コンクリートダム 有効貯水量：57千m ³ 堤高：18.9m、堤長：62.9m
	辰巳ダム	金沢市相合谷町	河川名：犀川水系犀川 型式：重力式コンクリートダム 有効貯水量：5,800千m ³ 堤高：47m、堤長：195m

	医王ダム	金沢市二俣町	河川名：大野川水系森下川 型式：ロックフィルダム 有効貯水量：2,801 千m ³ 堤高：58.8m、堤長：208.2m
水力発電所	新寺津発電所	金沢市寺津町丙の部 24番地の5	最大出力：430kW 最大使用水量：1.10m ³ /s 供給電力量：1,800MWh/年
	新内川第二発電所	金沢市堂町ツ35番地 1	最大出力：3,000kW 最大使用水量：3.70m ³ /s 供給電力量：9,900MWh/年
	上寺津発電所	金沢市寺津町丙の部 23番地	最大出力：16,400kW 最大使用水量：12m ³ /s 供給電力量：74,000MWh/年
	新内川発電所	金沢市小原町チの部 25の4	最大出力：8,000kW 最大使用水量：8.0m ³ /s 供給電力量：29,000MWh/年
	新辰巳発電所	金沢市上辰巳町6の部 205番地	最大出力：6,200kW 最大使用水量：10.0m ³ /s 供給電力量：31,000MWh/年
都市ガス施設	港エネルギーセンター	金沢市湊3-6	ガス製造能力：480,000m ³ /日 需要戸数：約57,000戸

② 観光施設

市内には、特別名勝「兼六園」をはじめ、総数454（国指定77、県指定146、市指定231：R6年11月現在）におよぶ指定文化財が存在し、博物館及び観光施設等が多く所在している。

石川中央都市圏（金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町含む。）においては年間約10,570千人の観光旅行者等が訪れる（令和5年石川県文化観光スポーツ部：「統計からみた石川県の観光」）。そのうち、兼六園を訪れる外国人観光客は390,783人であり、令和元年の475,020人が最近では最も多くなっている。

よって、本市においては観光客に対しての安全の確保を配慮する必要がある。

また、毎年6月に開催される金沢百万石まつりにおいては、約53.4万人の人出がある。



【自衛隊施設、石油コンビナート、その他施設の位置】

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態

武力攻撃事態は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態であり、その特徴、留意点は次のとおりである。

事 態	特 徴	留 意 点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○事前にその活動を予測、察知ができず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 ○少人数で、使用可能な武器も限定されることから、被害の範囲は比較的狭いのが一般的だが、攻撃対象施設の種類（原子力発電所等）によっては、被害の範囲が拡大するおそれがある。 ○沿岸に侵入した小型船舶等から特定の目標に対する攻撃も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市部の政治経済の中枢施設、鉄道、橋りょう、ダム、原子力発電所などに対する注意が必要である。 ○攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後適当な避難地への移動等が必要である。 ○事態の状況により、緊急通報の伝達、退避の指示、警戒区域の設定の措置などが必要である。 ○国際テロ組織等の動向に注意する必要がある。
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○発射兆候を察知した場合でも、発射段階で攻撃目標の特定は極めて困難である。 ○短時間で我が国に着弾することが予想される。 ○着弾前に弾頭の種類（通常弾頭又はN B C 弾頭）を特定することは困難である。 ○また、弾頭の種類により被害の態様、対応が大きく異なる。 ○通常弾頭の場合は、N B C 弾頭と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内への避難や消火が中心となる。 ○短時間で着弾することから、迅速な情報伝達と速やかな対応によって被害を局限化することが重要である。

航空機による攻撃 (空爆)	<ul style="list-style-type: none"> ○兆候の察知は比較的容易であるが、対応の時間は少なく、攻撃目標の特定は困難である。 ○攻撃の意図、弾薬の種類により攻撃目標、被害の程度は変化する。 ○都市部が主要な目標となることも想定され、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○意図の達成まで繰り返し行われることも考えられる。 ○通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○攻撃目標地を限定せずに、屋内への非難等の退避措置を広範囲に指示することが必要である。 ○特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置が必要である。
着上陸侵攻 (船舶や航空機により地上部隊が上陸)	<ul style="list-style-type: none"> ○国民保護措置を実施すべき地域が広範囲で、比較的長期に及ぶことが予想される。 ○船舶による上陸の場合は、船舶等の接岸容易な地形の沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○航空機による侵攻部隊の投入の場合は、大型輸送機が離着陸可能な空港の存在する地域が侵攻目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用船舶等の接岸容易な地域と隣接している場合は、特に目標となりやすいと考えられる。 ○着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイル攻撃が実施される可能性が高い。 ○主に、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前の準備は可能である。 ○戦闘予想地域から先行して、広域避難が必要となる（市の区域を越える避難）。 ○広範囲にわたる武力攻撃災害の発生が予想されるので、復旧が重要な課題となる。

注：「国民の保護に関する基本指針」（閣議決定）、「事態の類型ごとの特色」（消防庁）及び石川県国民保護計画等により作成

(2) NBC攻撃

特殊な対応が必要となるNBC攻撃についての特徴、留意点は次のとおりである。

手段	特 徴	留 意 点
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○当初段階では、核爆発に伴う熱線、爆風、放射線により爆心地周辺において被害を短時間にもたらす。 ○放射性降下物からの残留放射線が、風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。 ○中性子誘導放射能（建築物や土壤等に中性子線が放射されることで、そ 	<ul style="list-style-type: none"> ○熱線による熱傷や放射線障害等に対する医療が必要となる。 ○避難に当たっては、風下を避ける必要がある。 ○手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくの低減を図る必要がある。 ○口及び鼻を汚染されていないタオル等で保

	<p>これらの物質そのものが持つようになる放射能)による残留放射線によって爆心地周辺において被害が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放射性降下物は、皮膚に付着することによる外部被ばくや、汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生する。 	<p>護し、汚染の疑いのある水や食物の摂取を避け、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○汚染地域の立入制限を確実に行うことが必要である。 ○避難誘導、医療要員の被ばく管理の実施が重要である。 ○放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）もあり、核兵器と比較して小規模ではあるが、爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、核兵器と同様の対処が必要となる。 ○核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退城時検査及び簡易除染（県地域防災計画（原子力防災計画編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる必要がある。
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○人に知られず散布が可能である。 ○潜伏期間に感染者が移動することにより、被害拡大の可能性がある。 ○使用される生物剤の特性、感染力、ワクチンの有無、既知の生物剤か否かで被害の範囲が異なるが、二次感染による被害の拡大も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省を中心に、一元的情報収集、データ解析等のサーベイランス（疾病監視）により、感染源、感染地域の特定、病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止の実施が重要である。
化学兵器	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的には、風下方向に拡散する（地形・気象等の影響を受ける）。 ○空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる場合が多い。 ○特有のにおいのあるもの、無臭のもの等、性質は化学剤の種類により異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○原因物質の検知、汚染地域の特定、予測が必要である。 ○一般的には安全な風上の高台に誘導する必要がある。 ○汚染者には、可能な限り除染し、原因物質に応じた救急医療を行うことが重要である。 ○汚染地域の特定と除染、地域から原因物質を取り除くことが重要である。

注：「国民の保護に関する基本指針」（閣議決定）、「事態の類型ごとの特色」（消防庁）及び石川県国民保護計画等により作成

2 緊急対処事態

緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生し

た事態又は、当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処が必要な事態であり、事態例及び主な被害の概要は次のとおりである。

【留意点】

- 基本的には、大規模テロと呼ばれる攻撃事態など、ゲリラ・特殊部隊による攻撃における対処と類似の事態が想定される。

区分	事態例	主な被害の概要
攻撃対象施設等による分類	○原子力発電所等の破壊	○大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばく。 ○汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく。
	○石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	○爆発、火災の発生。 ○建物、ライフライン等の被災により社会経済活動に支障が発生。
	○危険物積載船への攻撃	○危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生。 ○港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等により社会経済活動に支障が発生。
	○ダムの破壊	○下流に及ぼす被害は多大。
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	○大規模集客施設、ターミナル駅等の破壊	○爆破による人的被害の発生。 ○施設が崩壊した場合には、人的被害は多大。
	○列車等の爆破	
攻撃手段による分類	○ダーティボム（放射性物質を混入させた爆弾）等の爆発による放射能の拡散	○爆発による被害は、爆弾の破片、飛び散った物体による被害、熱、炎による被害。 ○小型核爆弾は、核兵器と同様である。
	○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	○生物剤の特徴は、生物兵器の特徴と同様。
	○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	○化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様。
	○水源地への毒素等の混入	○毒素の特徴は、化学兵器の特徴と同様。

攻撃手段による分類	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	○施設の破壊に伴う人的被害。 ○施設の規模により被害の大きさが変化。 ○攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災。
		○弾道ミサイル等の飛来	

注：「国民の保護に関する基本指針」（閣議決定）、「事態の類型ごとの特色」（消防庁）及び石川県国民保護計画等により作成